

一般競争入札の実施について

一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第19条の規定により公告します。

令和3年9月30日

岐阜市長 柴橋正直

記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 売払物品及び数量

物品番号	物品名	数量 (g)
1	金地金（板状）	4,037.30
2	銀（粒状）	5,372.35
3	プラチナ（板状）	89.40
4	パラジウム（板状）	3,702.90

※契約は物品ごとに行うため、参加を希望する物品ごとに参加申込すること。

（複数申込可）

(2) 売払場所

岐阜市長が指定する場所

(3) 売払期間

令和3年11月11日（木）から令和3年11月30日（火）まで

(4) その他

「金地金（板状）売払仕様書」のとおり

「銀（粒状）売払仕様書」のとおり

「プラチナ（板状）売払仕様書」のとおり

「パラジウム（板状）売払仕様書」のとおり

2 一般競争入札参加資格及び条件

(1) 次のいずれにも該当しない者であること

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当するもの

- で、当該事実があった日から2年を経過しない者
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する本市の公有財産に関する事務に従事する者
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていない者
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者
- カ 下記について未納の徴収金がある者
- ① 申請者の所在地の市町村税等
 - ② 消費税及び地方消費税
- (2) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、談合等不正な行為とは解さない。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人間関係
次のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 日程

- (1) 一般競争入札参加申請書の提出期間
令和3年9月30日（木）から令和3年10月15日（金）まで
- (2) 質問書の提出期間
令和3年9月30日（木）から令和3年10月15日（金）まで

(3) 質問回答期限

令和3年11月8日（月）

(4) 一般競争入札の入札（開札）日時

令和3年11月11日（木） 午前10時

4 現場説明の有無

無

5 申込の方法

入札に参加をする希望する者は、別に定める一般競争入札参加申込書提出要領に定めるところにより必要書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

書類の提出は、郵送又は持参によるものとし、郵送による場合は別紙「郵送による入札書類の提出等について」のとおりとする。

① 申込書提出期間は、3(1)のとおりとする。

② 申込書提出時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、持参する場合にあっては、正午から午後1時までを除く。

③ 持参する場合の申込書の提出場所は、岐阜市役所市民生活部市民生活政策課（岐阜市司町40番地1）とする。

6 入札参加資格の審査及び参加資格証明書の交付

本件入札に参加申込があった後、入札に参加する資格の有無を審査する。

後日、入札参加資格があると認められた者に対して、入札参加資格証明書を交付する。

7 質疑応答

(1) 仕様書等に対して質疑がある場合は、次に掲げる要領で質問書をFAX、電子メールまたは持参により提出することができる。

① 質問書提出期間は、3(2)のとおりとする。

② 質問書提出時間は、午前9時から午後5時とする。ただし、持参する場合にあっては、正午から午後1時までを除く。

③ 持参する場合の質問書の提出場所は、岐阜市役所市民生活部市民生活政策課とする。

④ FAX及び電子メールの場合は、下記あてに送信のうえ、電話にて質問書が送達されたかを確認すること。

電話 058-214-4968（市民生活政策課直通）

FAX 058-214-2474

Eメールアドレス seikatsu-sei@city.gifu.gifu.jp

(2) 質疑に対する回答は、3(3)の日までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

8 入札保証金の納付等

- (1) 入札参加資格があると認められた者は、岐阜市契約規則第3条第1項の規定に基づき、その者の見積もる入札予定金額（消費税及地方消費税を含む）の100分の3以上の入札保証金を納付するものとし、本市が発行する納入通知書に記載する期日までに納付すること。
- (2) 入札保証金は、落札者決定後、落札者以外の入札参加者に対し、当該入札参加者が申込時に指定した口座に返還する。ただし、落札者に対しては、売払契約を締結する際に売払代金に充当するものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さない。

9 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 入札（開札）の日時については、3(4)のとおりとする。
- (2) 入札（開札）の場所は、次のとおりとする。

岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 行政部契約課入札室（本庁舎11階）
- (3) 入札書の提出については、次のとおりとする。
 - ① 入札書の提出は、郵送又は持参によるものとする。
 - ② 入札書に記載する金額には、売払物品ごとの額を記入すること。また、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする（税率は10%で計算すること）。
 - ③ 入札書を持参する場合は、(1)の時刻に、(2)の場所へ入札参加資格証明書及び入札保証金の納入通知書兼領収証（金融機関の領収印のあるもの）を持参のうえ、入札書を提出すること。また、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - ④ 入札書を郵送する場合は、別紙「郵送による入札書類の提出等について」のとおりとする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者が行った入札
- (2) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足がある者が行った入札
- (3) 1つの売払物品に対して2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 代理人による入札の場合において、委任状の提出のない入札
- (5) 入札者又はその代理人が他の入札代理人となり行った入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、別紙岐阜市競争入札心得（平成10年10月1日決裁）による。

11 落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で最高価格を提示した入札者をもって落札

者と決定する。

- (2) 開札をした結果、予定価格以上の価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、再度入札は、原則として2回までとする。
- (3) 落札となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、落札となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

12 契約保証金

岐阜市契約規則第11条第1項第8号の規定により免除する。

13 契約の締結

- (1) 落札者は、本入札に係る売払契約の締結を行うものとする。
- (2) 本売払契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岐阜市条例第8号）第3条の規定に該当する場合には、落札者決定後に仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決をもって本契約として効力を生ずるものとする。この場合において、1（3）及び1（4）に掲げる売払代金の納付及び物品の引渡しは、本契約として効力が生ずる日以降、本市が指定する日までに行うものとする。

14 売払代金の支払及び物品の引渡し

- (1) 契約締結の日から10日以内に、売払代金から既納の入札保証金を除いた代金を一括して本市が発行する納入通知書により納付すること。
- (2) 売払物品の引渡しは、売払代金が完納されたことを本市が確認した後に行う。
- (3) 物品の引渡しにかかる費用は、落札者の負担とする。
- (4) 納付期限までに売払代金が完納されない場合には、入札保証金は本市に帰属する。

15 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、売払契約書に基づき、契約を履行しなければならない。
- (3) 1～14までに掲げる期間には、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45条）に規定する本市の休日を含まない。
- (4) その他、岐阜市競争入札心得に定めるところによる。

金地金（板状）売払仕様書

1 件名
金地金（板状）売払契約

2 物品の品目及び数量

品目	品位	数量
金地金（板状）	純度 99.99%以上	4,037.30g

3 売払場所
岐阜市長が指定する場所

4 売払期間
令和3年11月11日（木）から令和3年11月30日（火）まで

5 引渡し

- （1）売払物品の引渡しについては、契約締結後、売払代金の完納を本市が確認した後に行う。
- （2）引渡しの場所及び日時については、売払代金の完納を本市が確認した後に、買受人に対し通知する。
引取りに際しては、引取日時等について事前に担当部署と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- （3）売払物品を移送するための容器（ハードケース等）は買受人で用意すること。

6 注意事項

- （1）本件売払に関しては、岐阜市契約規則その他関係法令を遵守し、本仕様書記載事項を確認のうえ入札に参加すること。
- （2）契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- （3）本契約後の物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- （4）本仕様書に記載のない事項については、売払人と買受人との協議によるものとする。

7 担当部署

岐阜市市民生活部市民生活政策課

所在地：岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階

電話番号：058-214-4968

別紙

1 写真



2 分析結果

精錬業者および分析業者：横浜金属株式会社

品目：金地金（板状） 重量：4,037.30g

化学成分	含有率 (%)
Au	99.99 以上
Pt	0.002 以下
Ag	0.0002
Cu	0.0002 以下
Fe	0.0002 以下
Pd	0.0020

銀（粒状）売払仕様書

1 件名
銀（粒状）売払契約

2 物品の品目及び数量

品目	品位	数量
銀（粒状）	純度 99.95%以上	5,372.35g

3 売払場所
岐阜市長が指定する場所

4 売払期間
令和3年11月11日（木）から令和3年11月30日（火）まで

5 引渡し

- （1）売払物品の引渡しについては、契約締結後、売払代金の完納を本市が確認した後に行う。
- （2）引渡しの場所及び日時については、売払代金の完納を本市が確認した後に、買受人に対し通知する。
引取りに際しては、引取日時等について事前に担当部署と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- （3）売払物品を移送するための容器（ハードケース等）は買受人で用意すること。

6 注意事項

- （1）本件売払に関しては、岐阜市契約規則その他関係法令を遵守し、本仕様書記載事項を確認のうえ入札に参加すること。
- （2）契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- （3）本契約後の物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- （4）本仕様書に記載のない事項については、売払人と買受人との協議によるものとする。

7 担当部署

岐阜市市民生活部市民生活政策課

所在地：岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階

電話番号：058-214-4968

別紙

1 写真



2 分析結果

精錬業者および分析業者：横浜金属株式会社

品目：銀（粒状） 重量：5,372.35g

化学成分	含有率 (%)
Cu	0.0001 以下
Fe	0.0002 以下
Pb	0.0001 以下
Bi	0.0001
Ag	99.99 以上

プラチナ（板状）売払仕様書

1 件名

プラチナ（板状）売払契約

2 物品の品目及び数量

品目	品位	数量
プラチナ（板状）	純度 99.95%以上	89.40g

3 売払場所

岐阜市長が指定する場所

4 売払期間

令和3年11月11日（木）から令和3年11月30日（火）まで

5 引渡し

- （1）売払物品の引渡しについては、契約締結後、売払代金の完納を本市が確認した後に行う。
- （2）引渡しの場所及び日時については、売払代金の完納を本市が確認した後に、買受人に対し通知する。
引取りに際しては、引取日時等について事前に担当部署と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- （3）売払物品を移送するための容器（ハードケース等）は買受人で用意すること。

6 注意事項

- （1）本件売払に関しては、岐阜市契約規則その他関係法令を遵守し、本仕様書記載事項を確認のうえ入札に参加すること。
- （2）契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- （3）本契約後の物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- （4）本仕様書に記載のない事項については、売払人と買受人との協議によるものとする。

7 担当部署

岐阜市市民生活部市民生活政策課

所在地：岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階

電話番号：058-214-4968

別紙

1 写真



2 分析結果

精錬業者および分析業者：横浜金属株式会社

品目：プラチナ（板状） 重量：89.40g

化学成分	含有率 (%)
Au	0.0002 以下
Pt	99.95 以上
Ag	0.0002 以下
Cu	0.0002 以下
Fe	0.0011
Pd	0.0014

パラジウム（板状）売払仕様書

1 件名

パラジウム（板状）売払契約

2 物品の品目及び数量

品目	品位	数量
パラジウム（板状）	純度 99.95%以上	3,702.90g

3 売払場所

岐阜市長が指定する場所

4 売払期間

令和3年11月11日（木）から令和3年11月30日（火）まで

5 引渡し

- （1）売払物品の引渡しについては、契約締結後、売払代金の完納を本市が確認した後に行う。
- （2）引渡しの場所及び日時については、売払代金の完納を本市が確認した後に、買受人に対し通知する。
引取りに際しては、引取日時等について事前に担当部署と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- （3）売払物品を移送するための容器（ハードケース等）は買受人で用意すること。

6 注意事項

- （1）本件売払に関しては、岐阜市契約規則その他関係法令を遵守し、本仕様書記載事項を確認のうえ入札に参加すること。
- （2）契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- （3）本契約後の物品については災害、盗難などによる事故が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- （4）本仕様書に記載のない事項については、売払人と買受人との協議によるものとする。

7 担当部署

岐阜市市民生活部市民生活政策課

所在地：岐阜市司町40番地1 岐阜市役所9階

電話番号：058-214-4968

別紙

1 写真



2 分析結果

精錬業者および分析業者：横浜金属株式会社

品目：パラジウム（板状） 重量：3,702.90g

化学成分	含有率 (%)
Au	0.0002
Pt	0.002 以下
Ag	0.0004
Cu	0.0002 以下
Fe	0.0015
Pd	99.95 以上

別紙

一般競争入札参加申込書提出要領

1 一般競争入札参加申込書の提出について

下記の書類を提出すること。

郵送の場合は、別紙「郵送による入札書類の提出について」による。

No.	書類の名称	対象	書類の説明・注意事項等
1	一般競争入札参加申込書 【様式1】 ※物品ごとに提出すること	共通	入札参加する物品ごとに提出すること。
2	委任状 【様式2】 ※物品ごとに提出すること	共通	代理人に委任する場合は、提出すること。 入札書を代理人が提出する場合は、必ず提出すること。
3	誓約書 【様式3】	共通	暴力団員等に該当しないことを誓約し、警察署に該当性について照会することに同意することの書類
4	役員名簿照会及び同意書 【様式4】	法人で申込む場合	No.3に関連し、入札参加を申込む法人の役員についての警察署に該当性について照会することに同意することの書類
5	商業登記簿謄本	法人で申込む場合	現在事項全部証明書。履歴事項全部証明書でも可。 ただし、提出日3ヶ月以内に取得したものに限り。 写し（2頁を1頁に集約し両面コピーしてください。）でも可。
6	登記されていないことの証明書 [東京法務局又は地方法務局（本局、支局）で発行]	個人で申込む場合	代表者の「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」証明書。提出日3ヶ月以内に取得したものに限り。写しでも可。
7	身分証明書	個人で申込む場合	代表者の身分証明書。 禁治産者・準禁治産者でないことと、破産者でないことの2点を証明する証明書。写しでも可。

No.	書類の名称	対象	書類の説明・注意事項等
8	<p>(市町村民税) 完納証明書 ※東京都においては都民税</p> <p>[各市区町村で発行]</p>	共通	<p>所在地（委任する場合は受任先）が岐阜市内の場合、完納証明書とする。</p> <p>所在地（委任する場合は受任先）が岐阜市外の場合、所在地の市町村が発行する、すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書（完納証明書又はそれに類する証明書）とする。</p> <p>すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書が発行されない市町村の場合、納税証明書（直前営業年度1年度分）でも可。</p> <p>納付書等は不可。</p> <p>提出日3ヶ月以内を取得したものに限り。写し可。</p> <p><法人の場合> 所在地（委任する場合は受任先）の市町村が発行したものであること。</p> <p>支店などを設立したばかりで、完納証明書を提出できない場合は法人市民税を担当している部局での受付印のある「開設届」の写しでも可。</p> <p><個人の場合> 代表者の完納証明書。または、すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書。</p>
9	<p>(固定資産税) 完納証明書</p> <p>[各市区町村で発行]</p>	共通	<p>「8(市町村民税)完納証明書」において、すべての市町村税に未納がない旨の記載がある場合は、兼用で1部提出すればよい。</p> <p>すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書が発行されない市町村の場合、納税証明書（直前営業年度1年度分）でも可。</p> <p>納付書等は不可。</p> <p>提出日3ヶ月以内を取得したものに限り。写し可。</p> <p>固定資産がない場合は固定資産がないという証明書。（岐阜市の場合は「無資産証明書」といい、これに類するもの。）</p> <p>土地・家屋の固定資産がなく償却資産のみあり、その償却資産も免税されている場合は償却資産の評価額が分かる証明書。（岐阜市の場合は「固定資産（償却資産）証明書」といい、これに類するもの。）</p> <p><法人の場合> 所在地（委任する場合は受任先）の市町村が発行したものであること。</p> <p><個人の場合> 代表者の完納証明書。または、すべての市町村民税に未納がない旨の記載がある証明書。</p> <p>※固定資産等がなく上記証明書が何れも発行されない市町村の場合は、申告書を提出してください。</p>

No.	書類の名称	対象	書類の説明・注意事項等
10	(消費税及び地方消費税) 納税証明書 [所轄税務署で発行]		未納がないこと分かる証明書。 提出日前3か月以内のもの。写し可。 ※免税事業者も必ず提出。 <法人の場合>その3又はその3の3 <個人の場合>その3又はその3の2

【様式1】

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

一般競争入札参加申込書

下記物品売払の一般競争入札(令和3年9月30日岐阜市公告第181号)について、
入札公告書に記載の事項を承諾の上、次のとおり入札に参加したいので申し込みます。

なお、入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓約します。

1 申込する物品

物品番号	物品名

2 申込者

所在地	〒		
フリガナ 商号または名称 及び 代表者職氏名	印		
電話		FAX	
Eメール			

3 入札保証金等返還にかかる口座振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協・信用組合			本店・支店・本所・営業所・出張所
預金種目	1 普通	2 当座	9 その他	口座番号
口座名義人	フリガナ			
	漢字			

(注) 申込人が代理人である場合は、委任状を添付してください。

【様式 2】

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

委任者 (委任した人)

所在地

商号または名称

及び

代表者職氏名

印

電話番号

件名：物品売払一般競争入札 (令和 3 年 9 月 30 日岐阜市公告第 181 号)

物品番号		物品名	

私は、下記の者を代理人と定め、上記物品売払一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 (委任を受けた人)

住 所

ふりがな

氏 名

印

(電話番号)

令和 年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

誓 約 書

私は、下記事項について、事実と相違ないことを誓約します。

さらに、私は、下記事項について岐阜市において必要と認める場合に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者であるか否かについて、警察署長に対し、書面で照会することに同意します。

なお、岐阜市において下記事項に反すると認める場合、契約解除、その他貴市が行う措置について、異議の申し立てを行わないことを誓約します。

記

- 1 私は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（法律第2条第2号から第4号までに規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

所在地

商号または名称
及び
代表者職氏名

印

【様式4】

役員名簿照会及び同意書

商号または 名称（法人 名）			
役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

物品売払一般競争入札（令和3年9月30日岐阜市公告第181号）における入札参加資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、照会することについて本人の了解を確認のうえ同意します。

令和 年 月 日

所在地

商号または名称
及び
代表者職氏名

印

(あて先) 岐 阜 市 長

郵送による入札書類の提出について

物品売払一般競争入札（令和3年9月30日岐阜市公告第181号）における郵送により入札書類の提出する場合の扱いは、下記のとおりとする。

1 入札参加申込書類の提出について

公告書5において、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

別紙一般競争入札参加申込書提出要領に示す書類を角形2号封筒に入れ、一般書留郵便または簡易書留郵便により、令和3年10月15日（金）までに岐阜市役所市民生活部市民生活政策課に必着にて郵送すること。

(2) 注意事項

入札参加申込書類が(1)の期限までに到着しなかった場合、その責任は参加申込者に属するものとし、入札参加申込がなかったものとする。

2 入札書の提出について

公告書9において、入札書を郵送により提出する場合は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

入札書を下記(2)の要領で封書し、一般書留郵便または簡易書留郵便により、令和3年11月10日（水）までに岐阜市役所市民生活部市民生活政策課に必着にて郵送すること。

(2) 封書の方法

封筒の記載事項及び封書の方法については、次のアからエのとおりとし、別紙「封書の記載等について」を参照のこと。

なお、次のアからエによらない入札書は、無効となる場合があるので郵送する前に十分確認すること。

ア 封筒は、外封筒（郵送用）と内封筒（入札書封入用）の二重封筒とする。

イ 封筒に、必要事項を記載（外封筒には「入札書在中」と朱書き）する。

ウ 外封筒に以下の書類を入れること。

・内封筒（入札する案件ごとに作成）

※複数の物品の入札に参加する場合は、一つの外封筒にまとめて送付することができます。

・入札保証金の納入通知書兼領収証（金融機関の領収印のあるもの）

※入札終了後、郵送により返却します。

エ 外封筒を、一般書留郵便または簡易書留郵便により郵送すること。

(3) 再度入札について

郵送による入札書を提出した参加者は、開札をした結果、予定価格以上の価格での入札がない場合、再度の入札には参加することはできない。

(4) 同価格入札のくじ引きについて

落札者となるべき同価格の入札をした者（以下、「同価格入札者」という。）が2人以上あるときは、直ちに、当該同価格入札者にくじを引かせて落札者を決定するが、郵送により入札書を提出した参加者が当該同価格入札者になった場合、くじ引きは、当該入札事務に関係のない職員が行う。

(5) 注意事項

入札書が(1)の期限までに到着しなかった場合、その責任は参加申込者に属するものとし、入札を辞退したものとする。

また、入札書を提出した後の入札書の差し替え、変更、撤回は一切できない。

3 提出先

上記1及び2の書類の提出先は以下のとおり。

○郵送先

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 市民生活部市民生活政策課 宛

【外封筒 記載例】

表面

書 留	〒500-8701
物品売払い〇〇〇在中	岐阜市役所 市民生活部市民生活政策課 宛
	岐阜市司町40番地 1

朱書きしてください(※1)

裏面

確実にのり付けしてください	
〒000-0000	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
代表取締役 岐阜 太郎	株式会社 △△△△

- ※1 同封する書類の名称（入札参加申込書、質問書、入札書）を記載すること
- ※ 入札書を郵送する場合は、入札書の入った内封筒を入れること
- ※ 会社名等は、ゴム印の押印でも構わない。
- ※ 縦書き、横書きは問わない。
- ※ 必要事項の記入がされていれば、どのような封筒でも構わない。

【内封筒 記載例】 ※入札書の提出の場合

表面

物品名	物品番号	物品 売 払 い 入 札 書
プラチナ	3	

入札公告書に記載されている物品番号を記載してください。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社 △△△△
代表取締役 岐阜太郎

裏面

印

入札書のみを入れ、確実にのり付けし、入札書に使用する印鑑で封印すること

- ※ 内封筒には、入札書のみ入れること。
- ※ 会社名等は、ゴム印の押印でも構わない。
- ※ 縦書き、横書きは問わない。
- ※ 必要事項の記入がされていれば、どのような封筒でも構わない。

岐阜市競争入札心得

平成10年10月1日
改正 平成16年11月12日
改正 平成18年3月31日
改正 平成18年8月15日
改正 平成20年3月28日
改正 平成22年3月15日
改正 平成25年3月29日
改正 平成25年10月23日
改正 平成26年3月24日
改正 平成27年3月31日
改正 平成27年9月1日
改正 平成31年3月29日
改正 平成31年4月26日
改正 令和元年11月1日
改正 令和 3年 3月29日

岐阜市の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を承知の上、入札に参加すること。

1 入札関係書類の受領等

- (1) 入札参加者は、入札の公示又は指名の通知があった場合は、速やかに当該契約の主管課（電子入札システムにより入札が執行される場合にあつては、当該電子入札システム）において入札関係書類を受領し、又は閲覧に供すること。この場合において、入札関係書類に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 質疑は書面で行い、原則として、一般競争入札にあつては公告により明示する提出期限、指名競争入札にあつては入札日の3日前（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する休日を除く。）の午後5時までに当該契約の主管課に提出するものとする。

2 入札期日の変更

入札参加者の過半数の者が見積期間の延長を要望する場合は、入札の期日を変更することがある。

3 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札執行前に入札保証金又はこれに代わる担保について関係職員の点検を受け、封かんの上氏名及び金額を表記して、受領書と引換えに納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除したときは、この限りでない。
- (2) 入札保証金を減免する場合は、一般競争入札にあつては公告により、指名競争入札にあつては指名通知書により明示する。
- (3) 入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後に受領書と引換えに還付する。ただし、落札者には、契約締結後に還付する。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより書面で提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札が執行される場合は、当該電子入札システムにより入札辞退届を作成の上、当該電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、入札辞退届を書面により提出することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を当該契約の主管課へ直接持参する。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。
- (3) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退するものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 入札書等の提出

- (1) 入札参加者は、指定の時刻までに、指定された場所へ入札書を提出しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札が執行される場合は、指定の時刻までに、当該電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、入札書を書面で提出することができる。
- (3) 貸与されている設計図書があるときは、開札時間までに返還するものとする。
- (4) 指定された時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。この場合において、理由によっては資格停止等の措置を講ずることがある。
- (5) 入札書には、金額、工事（件）名、場所、入札年月日及びあて名を明記し、記名押印（届出印）の上封かんし、工事（件）名、場所及び氏名を表記するものとする。この場合において、電子入札システムによる場合は、当該電子入札システムにより入札書を作成の上、通知者に示した時刻までに当該電子入札システムにより提出するものとする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書の記載金額に当該金額の100分の10（消費税軽減税率対象の場合は、100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（消費税軽減税率対象の場合は、108分の100）に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (7) 代理人が入札に参加する場合は、次のアからウまでに定めるところによる。ただし、電子入札システムにより入札が執行されるときは、代理人の入札は認めない。
 - ア 委任状には、工事（件）名、場所、入札年月日及びあて名を明記し、委任者の使用印及び代理人の使用印を押印した上で提出すること。
 - イ 入札書は、委任者名及び代理人名を記入し、委任状に押印した代理人の使用印を押印すること。
 - ウ 入札書への委任者の使用印の押印は、不要とする。
- (8) 入札書の提出後は、これを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができないものとし、電子入札システムによる場合は、一度送信された入札希望金額を撤回

することはできない。ただし、開札終了後から落札決定又は低入札価格調査等による保留の宣告を行うまでの間に、当該入札金額について錯誤（民法(明治29年法律第89号)第95条の規定に該当するもの）の申出（電子入札システムにより入札が執行される場合にあつては、入札書送信後から落札決定又は低入札価格調査等による保留の宣告までの間とし、この場合における錯誤の申出は、その旨を記載した書面を提出する方法により行うものとする。）があつた入札は、取り消すことができる。

- (9) 入札参加者は、入札に立ち会わなければならない。ただし、電子入札システムにより入札が執行される場合又はあらかじめ公告若しくは指名通知書により立ち会いを求めない場合は、この限りでない。
- (10) 郵便による入札は、認めない。ただし、公告又は指名通知書により特に郵便による入札を認める場合は、この限りでない。
- (11) 入札参加者は、他の入札参加者の代理をすることができない。
- (12) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の入札の場合にあつては、工事費内訳書（様式第1号）を、指定された時刻までに、指定された場所に提出しなければならない。
- (13) 前号の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札が執行される場合は、指定の時刻までに当該電子入札システムにより工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、工事費内訳書を書面により提出することができる。
- (14) 総合評価落札方式による入札の場合は、技術提案書（岐阜市建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年3月31日決裁）様式第1号による技術提案書をいう。第11項第11号において同じ。）を指定された時刻までに、指定された場所に提出しなければならない。

6 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の言動を行ったため、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札参加者は、入札の執行中必要以外の言動を慎み、入札執行者の指示に従わなければならない。これに従わないときは、当該入札を拒否することがある。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により入札（開札）を行うことができないとき又は入札者が1人だけの場合は、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。
- (4) やむを得ず、新年度の事業に係る予算の議決前に入札の公示又は指名の通知を行う場合において、当該事業に係る予算の議決が得られなかったときは、入札の執行を取り止める。この場合においては、あらかじめその旨を、一般競争入札にあつては公告により、指名競争入札にあつては指名通知書により明示する。

7 開札の方法

開札は、公告又は通知した日時及び場所において入札参加者の面前で行う。この場合において、電子入札システムによるとき又はあらかじめ公告若しくは指名通知書により入札参加者の立ち会いを求めないときは、立会いを希望する入札者又は当該入札事務に関係のない職員を立会いのもとに行う。

8 落札の決定

入札（総合評価落札方式の場合を除く。次項において同じ。）を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低（財産の売払いにあつては、最高）の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設工事又は建設工事に係る委託業務その他委託業務の契約を締結する場合において、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札した者の価格が当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 同価格入札のくじ

落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「同価格入札者」という。）が2人以上あるときは、直ちに、当該同価格入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該同価格入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。

10 再度入札

- (1) 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、再度入札は、原則として工事の請負及び業務委託に係る入札にあつては1回まで、物品の購入及び物品の売払いを行う入札にあつては2回までとし、入札の公正性の確保が困難と判断される場合には、再度入札を行わないことがある。
- (2) 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札に参加し無効とされた者は、再度入札に参加することが出来ない。ただし、11の(3)から(6)まで、(8)、(9)、(12)及び(13)に該当し無効とされた者にあつては、この限りでない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札（電子入札システムにより入札が執行される場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (4) 金額を訂正し、又は改ざんした入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額、名称その他入札に必要な要件を欠く入札又は確認し難い入札
- (7) 法令等に反する不正行為があると認められる入札
- (8) 再度入札において、前回の最高価格を上回らない入札又は最低価格を下回らない入札
- (9) 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- (10) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) 工事費内訳書又は技術提案書の提出を求められた場合において、指定された期限までに、当該工事費内訳書若しくは当該技術提案書の提出をしない者のした入札又は当該入札に係る積算金額と入札金額が著しく相違する工事費内訳書その他入札者の名称、工事名等の必要事項を確認し難い工事費内訳書を提出した者の入札
- (12) 岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）第5条第1項に規定する失格判断基準に満たない価格の入札又は岐阜市最低制限価格制度実施要領（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する最低制限価格を下回る入札

(13) 5の(8)ただし書により入札参加者が取消の意思表示を行った入札

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

12 課税（免税）事業者である旨の届け出

契約の相手方が課税事業者である場合は、工事請負契約書に、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するものとし、落札決定後、落札者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を、直ちに届け出るものとする。

(1) 単体の場合 課税事業者又は免税事業者である旨

(2) 共同企業体の場合 各構成員について課税事業者又は免税事業者である旨

13 契約の締結

(1) 落札者は、7日以内（岐阜市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、その期間を延長することがある。

(2) 前号の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約となる。

(3) 落札者は、請負金額が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券（国債、銀行小切手、地方債等）、金融機関若しくは前払保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券（付保割合の低いもの）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

この場合において、公共工事履行保証証券（付保割合の高いもの）による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金の納付を免除する。

14 この入札心得は、指名競争入札について定めたものであり、一般競争入札の取扱いについては、告示等が優先する。

15 異議の申立て

入札参加者は、入札後この入札心得その他入札条件の不知又は不明を理由に、異議を申し立てることができない。

16 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

17 随意契約への準用

この入札心得は、随意契約の場合について準用する。

様式第1号 (第5関係)

年 月 日

(あて先)

岐阜市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

工事費内訳書

工事名

工事場所

工種等	数量	単位	金額 (円)	備考
直接 工事費 内訳				
直接工事費計 (A)				
共通仮設費 (B)				
現場管理費 (C)				
一般管理費等 (D)				
合計 (A+B+C+D)				

※ 直接工事費内訳については、工事発注課があらかじめ設定した項目に対して記入してください。

※ 合計欄は、**消費税を含まない金額**を記入してください。

（総則）

第1条 売払人及び買受人は、頭書の不用物品売払契約に関し、この契約書に基づき、別紙仕様書その他文書に従い履行しなければならない。

（権利又は義務の譲渡等）

第2条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売払人の承諾を得た場合は、この限りではない。

（物品の引渡し）

第3条 売払物品の引渡しは、売払人の指示した文書その他に従って行うものとする。

2 買受人は、売払物品を搬出するときは、別に定めるところにより、売払人の確認を受けなければならない。

3 売払物品の搬出に必要な費用は、買受人の負担とする。

（危険負担）

第4条 天災その他不可抗力により売払物品が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が売払物品の引渡し前の場合にあっては売払人の負担とし、引渡し後の場合にあっては買受人の負担とする。

（契約不適合責任）

第5条 売払人は、売払物品引渡し後において当該物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことへの責任を負わない。

（契約内容等の変更）

第6条 売払人は、必要があるときは、売払物品の規格等を変更させ、又は売払いを一時中止させることができる。

2 買受人は前項により買受人に損失が生じた場合、売払人にその補償を請求することができない。

（売払人の催告による解除権）

第7条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行期間内に履行しないとき、又は履行期間の経過後相当の期限内に債務の履行を完了する見込みがないとき。

(2) 債務の履行を放棄し、又は正当な理由なくこれを中止したとき。

(3) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

（売払人の催告によらない解除権）

第7条の2 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 買受人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(2) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないのでその時期を経過したとき。

(4) 第9条又は第9条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 買受人について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

(6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難と見込まれるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が第7条の催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（談合その他不正行為による解除）

第7条の3 売払人は、買受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、買受人に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、買受人に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 公正取引委員会が買受人に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、買受人が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 排除措置命令等により、買受人等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当

該取引分野に該当するものであるとき。

(6) 買受人（買受人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除措置による解除）

第7条の4 売払人は、買受人（買受人が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 買受人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 買受人の役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 買受人の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 買受人の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 買受人の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 買受人の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に売払物品引渡債権を譲渡したとき。

（不当要求による解除）

第7条の5 売払人は、買受人（買受人が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて売払人の信用を棄損し、又は売払人の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が売却する売払物品の買受人として不適切であると認められる行為

（売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除権の制限）

第8条 第7条各号又は第7条の2各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、各条の規定による契約の解除をすることができない。

（買受人の催告による解除権）

第9条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（買受人の催告によらない解除権）

第9条の2 買受人は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の契約を直ちに解除することができる。

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、売払物品の搬出をすることができないとき
- (2) 売払人がこの契約に違反し、その違反により売払物品の引渡しが可能となったとき

（買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第10条 第9条又は第9条の2に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、各条の規定による解除をすることができない。

（談合等に係る違約金等）

第11条 買受人は、この契約に関して、第7条の3各号のいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かを問わず、売払代金の10分の2に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第7条の3第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他売払人が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、売払人に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、売払人は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（売払代金）

第12条 買受人は、売払代金を売払人が発行する納入通知書により、その定められた期限内に納付するものとする。

2 買受人は、前項の期限までに売払代金を納付しなかった場合は、当該期限内の翌日から納付した日までの日数に応じ売払代金につき契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した金額を違約金として売払人の指定した期日までに支払わなければならない。

(売払人の損害賠償請求権)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に売払物品の搬出をしないとき

(2) 第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4又は第7条の5の規定により、売払物品の一部又は全部の搬出後にこの契約が解除されたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、買受人は、売払代金の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4又は第7条の5の規定により、売払物品の搬出前にこの契約が解除されたとき。

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項の場合においては、売払人は、売払代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額を請求することができるものとする。

(買受人の損害賠償請求等)

第14条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第9条又は第9条の2の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(不当介入への対応)

第15条 買受人は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、売払人に報告しなければならない。

2 買受人は、前項の規定による売払人への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、売払人に履行期間の延長等を請求することができる。

3 売払人は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(労働環境の確認等)

第16条 売払人は、岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）第13条に規定するこの契約の適正かつ適切な履行を確保するために、条例第2条第6号に規定する労働者（以下「労働者」という。）の労働環境について確認する必要があると認める場合は、買受人に対してこの契約に係る労働環境についての確認を行うことができる。

2 買受人は、売払人が行う前項の確認に協力するものとする。

3 第1項の確認を受けた買受人は、契約の名称、売払人が確認した労働環境の状況等を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者の閲覧に供し、又は労働者に交付するものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第17条 買受人は、この契約に従事する労働者が、条例第14条第1項の規定による申出を売払人にしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 売払人は、条例第14条第1項の申出を受理した場合は、買受人に対して、当該申出に係る事実について確認することができる。

(労働環境の改善等)

第18条 売払人は、第16条第1項又は前条第2項の確認の結果、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、買受人に対し、これを改善するよう指導できる。

2 買受人は、前項の規定による改善の指導を受けた場合は、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努めるものとする。

(買受人への措置)

第19条 売払人は、買受人が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他この契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、買受人に対し必要な措置をとることができる。

(契約規則の遵守)

第20条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）を遵守しなければならない。

(質疑等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人とが協議の上これを定める。

入札書

(あて先) 岐阜市長

金										円

(消費税及び地方消費税を含む。)

件名：物品売払一般競争入札（令和3年9月30日公告第181号）

物品番号		物品名	
------	--	-----	--

上記物品売払一般競争入札について、公告の記載事項を承知の上、上記の金額をもって入札します。

令和3年11月11日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

上記代理人

ふりがな

氏名

印